

## 那珂市電子入札要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の入札に付する手続を茨城電子入札共同利用（以下「電子入札システム」という。）により行う場合において、那珂市財務規則（平成13年那珂町規則第27号。以下「財務規則」という。）、那珂市建設工事等契約事務規程（平成8年那珂町訓令第5号）、那珂市一般競争入札実施要綱（平成9年那珂町告示第19号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、電子入札システムとは、市が発注する建設工事等の手続のうち入札案件の登録から参加申請、入札及び落札者の決定までの事務を電子計算機とネットワーク（インターネット）を使用して処理する電子情報処理組織をいう。

### (対象)

第3条 電子入札の対象は、建設工事等のうち、那珂市指名希望請負業者資格審査会規程（昭和42年那珂町告示第27号）に定める那珂市指名希望請負業者資格審査会及び那珂市建設工事等入札業者指名委員会規程（平成7年那珂町告示第44号）に定める那珂市建設工事等入札業者指名委員会において、電子入札の方法によることが適当であると認めるものとする。

### (利用登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ市長に届出を行い、電子入札システムを利用するための利用登録を受けなければならない。

### (入札の公告)

第5条 市長は、電子入札を実施するときは、財務規則第120条第1項の規定による一般競争入札の公告及び同規則第133条の規定による指名競争入札の指名の際に、電子入札の対象である旨を明示するものとする。

### (入札書)

第6条 市長は、電子入札を行う場合は、財務規則第124条の規定にかかわらず、入札参加者に入札書を電子入札システムにより提出させるものとする。

2 市長は、前項の入札書について、あらかじめ受領期間を設定しなければならない。

3 入札書が提出された時点は、入札金額その他の所定の情報が市の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときとして取り扱うものとする。

4 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等について準用する。

### (提出書類)

第7条 市長は、入札書と併せて電子入札システムにより提出させる書類があるときは、第5条の公告においてその旨を明示するものとする。

### (書面による入札)

第8条 市長は、入札参加者が電子計算機の不具合等により、電子入札システムに接続できないときは、入札参加者が入札書を書面により提出すること（以下「紙入札」という。）を承認することができる。

2 市長は、前項の規定により紙入札を承認した入札参加者があるときは、当該入札を郵便又は持参により行うものとする。この場合において、入札書の郵送方法及び到達期限又は持参期限は、別に定める。

3 市長は、電子入札システムの不具合等により電子入札の続行が困難であるときは、その指示により入札参加者に紙入札を行うものとする。この場合において、入札は、入札書の郵送又は持参により行うものとする。

（開札）

第9条 市長は、電子入札において、紙入札を承認した入札参加者があるときは、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

2 市長は、工事費内訳書を別に定める確認方法により開札と同時に確認するものとする。

（最低価格の同額の取り扱い）

第10条 市長は、落札となるべき同一金額の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじ引きの手續を電子入札システムにより行うことができる。

2 前項の規定によるくじ引きの手續が困難な場合は、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手續を行い、落札者を決定するものとする。

（入札の無効）

第11条 市長は、電子入札を行う場合において、財務規則第125条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子入札を無効とする旨を入札参加者に明らかにしておかなければならない。

（1）工事費内訳書の提出のない者が入札をしたとき。

（2）市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札をしたとき。

（3）同一の案件において、電子入札システムによる入札及び紙入札をしたとき。

（4）入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含むとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札したとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。